

Ⅲの5 産業保健

産業保健の歩み・・・1

明治時代以降、わが国の産業経済は発展し、それと共に産業保健も『工場法』をスタートとして、工場労働者の健康を確保するための施策がとられてきた。

昭和40年代には、先進国の仲間入りを果たし、平均寿命も世界のトップクラスとなったが、公害や職業性疾病の発生といった問題が浮上してきた。

これを受け、労働基準法の安全衛生に関する規定や労働安全衛生規則などを集大成する形で1972年に『労働安全衛生法』が制定された。

この法律の下で、労働衛生の3管理と安全衛生教育が積極的に進められ、職業性疾病も急激に減少した。

昭和50年代には、産業構造の変化、高齢化による生活習慣病の予防やストレス対策が課題となった。1950年には作業環境から有害因子を除去し、環境の改善をはかるために『作業環境測定法』が制定された。

1977(昭和52)年には、労働安全衛生法が改正され、化学物質の有害調査を制度化し、職業癌対策をより一層強化した。

産業保健の歩み・・・2

昭和60年代には労働者の健康保持・増進を一層推進することが求められ、1988年、労働安全衛生法の改正により、事業者の努力義務とされた。

また、労働者自身にも努力が求められ、健康管理体制づくりが強調され、事業所における組織的対応が推進されることとなった。

これにより、疾病の早期発見と事後措置を目的とした従来の健康管理に加え、労働者全員の健康状態の把握とここの労働者に応じた個別の相談・指導が行われることとなった。

1992年の労働安全衛生法の改正では、快適な職場環境をつくるための措置が盛り込まれた。

1996年には、産業医の専門性がはかられると共に、健康診断の結果に基づく事後処置が適切に実施されるように、結果通知の義務化、医師からの意見聴衆と保健指導の実施が規定された。

1999年の改正では、深夜労働に対する労働者の健康管理対策の充実が図られた。また、化学物質から労働者を守るため、化学物質の有害性に関する情報などを記載した化学物質等安全データシートの交付義務が、同物質の譲渡・提供者に課せられた。

産業保健の概念

• ①産業保健の目的

産業保健対象者……人口の約半数を占める就業者のうちで、農林業や自営業を除いた雇用者(賃金労働者)で、約**5000万人**です。

産業保健は……仕事に基づく事故や病気から雇用者を保護し、職場での雇用者の健康の保持・増進を目的としている。

産業保健に基づく法律…… **憲法27条**に基づく……、
安全衛生管理体制、健康管理などについて定めた『**労働安全法**・1972年制定』、
労働条件等について定めた『**労働基準法**・1947年制定』
適正な作業環境を定めた『**作業環境測定法**・1975年制定』

産業保健の概念

• ②産業保健の特徴

- ①産業保健対策は・・・事業者に責任と義務がある。罰則規定がある。
- ②全国一律に規制する。地域を監督する行政機関は厚生労働省の直轄機関である。(都道府県の労働局・地域の労働基準監督署)
- ③作業条件・作業環境は時代と共に変化が激しく、速やかに管理体制を充実する必要がある。
- ④事業者には努力規定を課している。
同時に、職場での自主的な管理を求めている。

表 5-1 要因別にみた職業性疾病

		要 因	健康障害
作業環境要因	物理的要因	温熱条件（異常温湿度、気流、輻射熱）	熱中症、凍傷、偶発性低体温症
		異常気圧	潜函病、高山病
		騒音	職業性難聴
		振動（全身振動、局所振動）	動揺病、白ろう病
		非電離放射線（赤外線、紫外線、マイクロ波、レーザー光線）	眼疾患、皮膚障害
		電離放射線（エックス線、 γ 線、 α 線、 β 線、中性子線）	電離放射線障害
	化学的要因	粉塵（ケイ酸、石綿、ベリリウムなど）	じん肺、皮膚障害
		有毒ガス（一酸化炭素、亜硫酸ガス、塩素ガスなど）	呼吸器障害
		酸素欠乏	酸素欠乏症
		有機溶媒（トルエン、キシレン、ノルマルヘキサンなど）	有機溶媒中毒、皮膚障害
		金属類（水銀、カドミウム、鉛など）	金属中毒、職業癌、皮膚障害
	生物学的要因	病原微生物（ウイルス、リケッチア、細菌など）	感染症（ウイルス性肝炎、つつが虫病）
		衛生害虫（ダニ、シラミなど）	皮膚障害
		有機粉塵（花粉、木材など）	アレルギー性疾患
	作業要因	人間工学的因子（重量物、作業姿勢、オートメーション化など）	腰痛症、鼠径ヘルニア、椎間湾曲症、腱鞘炎、頸肩腕障害
時間的因子（交替制勤務、深夜業など）		不眠症、心因性疾患	
社会的要因	通勤条件、住居条件、家庭環境、経済的条件など	神経症、慢性疲労、運動不足症、心因性疾患、自律神経失調症	

(吉川博：今日の職業性疾病，1990)

職業性疾病①

- **職業性疾病**とは、ある特定の職業に従事することで発生する病気や外傷をいう。

その職業に従事する全ての人に発生の可能性がある
ある

以前は労働上の因子と直接因果関係が認められる負傷や急性中毒などの**労働災害**と職業上の有害因子に長期間さらされることで生じる**職業病**とに区分されていた。

- さjk

職業性疾病②

• 職業病の発生状況

統計上は・・・『労働災害』・『業務上疾病』の呼称で報告されている

労働災害の定義・・・労働安全衛生法 第2条

業務上疾病の範囲・・・労働基準法 施行規則代35条

業種別の死傷者数は・・・製造業と建設業が半数以上を占める

業種別発生度数率の死傷者は・・・陸上貨物運送業がもっとも高い

労働者50人未満の小規模事業者が80を占める

業務上疾病発生件数(労働災害補償保険法の基づく保険給付対象)は業務上の負傷に起因する疾病が最も多い

職業性疾病③

1、職業性疾病とは(P-285)

作業環境要因

物理的要因

化学的要因

生物学的要因

作業要因

社会要因

表 11-2 要因別にみた職業性疾病

要因因子	健康障害
物理的要因 温熱条件 (異常温湿度, 気流, 輻射熱) 異常気圧 騒音 振動 (全身振動, 局所振動) 非電離放射線 (赤外線, 紫外線, マイクロ波, レーザー光線) 電離放射線 (X線, γ 線, α 線, β 線, 中性子線)	熱中症, 凍傷, 偶発性低体温症 潜函病, 高山病 騒音性難聴 動揺病, 白ろう病 眼疾患, 皮膚障害 電離放射線障害
化学的要因 粉じん (ケイ酸, 石綿, ベリリウムなど) 有毒ガス (一酸化炭素, 亜硫酸ガス, 塩素ガスなど) 酸素欠乏 有機溶剤 (トルエン, キシレン, ノルマルヘキサンなど) 金属類 (水銀, カドミウム, 鉛など)	じん肺病, 皮膚障害 呼吸器障害 酸素欠乏症 有機溶剤中毒, 皮膚障害 金属中毒, 職業がん, 皮膚障害
生物学的要因 病原微生物 (ウイルス, リケッチア, 細菌など) 衛生害虫 (ダニ, シラミなど) 有機粉じん (花粉, 木材など)	感染症 (ウイルス性肝炎, つつが虫病) 皮膚障害 アレルギー性疾患
作業態様要因 人間工学的因子 (重量物, 作業姿勢, オートメーション化など) 時間的因子 (交替制勤務, 深夜業など)	腰痛症, 鼠径ヘルニア, 椎間彎曲症, 腱鞘炎, 頸肩腕障害 不眠症, 心因性疾患
社会的要因 通勤条件, 住居条件, 家庭環境, 経済的条件など	神経症, 慢性疲労, 運動不足症, 心因性疾患, 自律神経失調症

(吉川 博: 今日の職業性疾病. 中央労働災害防止協会, 1990 より引用)

疾病の増悪
 職業性
 の呼称で,
 全衛生法
 れている。
 し, 1977
)年には
 を占める
 物運送業
 が遅れて

表 5-2 口腔に症状を現す職業性疾病

原因	原因物質	疾病および口腔症状
金属	鉛	鉛中毒, 顔面蒼白, 鉛縁, 歯肉炎, 味覚の異常
	水銀	水銀中毒, 歯肉炎, 口内炎, 流涎, 金属味
	クロム	粘膜のクロム潰瘍, 口蓋および扁桃に潰瘍性口内炎
	蒼鉛	歯肉に青紫の色素沈着 (蒼鉛縁), 流涎
	銅	緑色の歯石沈着
	カドミウム	歯頸部に黄色環 (カドミウムリング)
ハロゲン	フッ素	カタル性・潰瘍性口内炎, 歯の腐食
	塩素	カタル性・潰瘍性口内炎
	臭素	カタル性・潰瘍性口内炎, 歯肉の着色
	ヨウ素	カタル性・潰瘍性口内炎, 歯肉の着色
その他の無機物	ヒ素	歯肉炎, 口内炎, 骨疽
	リン (黄リン)	潰瘍性口内炎, 骨疽 (腐骨の形成)
酸類	硫酸, 硝酸, 塩酸, 酢酸, 蟻酸など	歯の酸蝕症 (歯牙酸蝕症)
アルカリ類	苛性ソーダ, 苛性カリ, 炭酸ソーダなど	口腔粘膜の剝離
ガス	亜硫酸ガス	歯の酸蝕症 (歯牙酸蝕症)
有機化合物	アニリン	口唇チアノーゼ, 歯肉に青紫の色素沈着
	タール	口内炎, 歯肉炎, 歯肉癌
	ベンゾール	口内炎, チアノーゼ, 唾液分泌異常
ニトロ化合物	ニトロベンゼンなど	粘膜 (特に口唇) のチアノーゼ, 歯肉の色素沈着
	PCB	歯肉の色素沈着 (青紫色)
粉塵	鉍物性および金属性	じん肺, 歯の摩耗症, 歯肉炎, 歯石沈着
作業と習慣	ガラス吹きなど	歯の摩耗症, 前歯部の半月状欠損, 歯の転移, 歯肉肥大

3、職業性 歯科疾患(P-286)表5-2

1) 歯の酸蝕症(4段階に分類)

対策、

空気中の濃度を許容濃度以下にする(作業環境管理)

塩酸 7mg/m³

硝酸 5mg/m³

硫酸 1mg/m³

2) 黄色環

3) 摩耗賞

4) 菓子屋う蝕・・・糖類の味見で

78

表 5-3 歯の酸蝕症の分類

第 1 度	歯の表面のみが侵害されたもの
第 1 型	エナメル質の白濁した状態
第 2 型	実質欠損がエナメル質のみにとどまり、象牙質に到達しない状態
第 2 度	歯の表面の実質欠損がエナメル質より象牙質に到達し、象牙質の露出により固有の黄色が現れたもの
第 1 型	楔状実質欠損の深くなったもの
第 2 型	歯の唇面においてエナメル質の 1 層が剥離した状態
第 3 型	歯、特に下顎前歯切端部の欠損または脱灰性咬耗を生じたもの
第 3 度	実質欠損により象牙質が完全に露出し、歯髄近くまたは歯髄まで及んだもの、歯冠部の約半分近く欠損したもの
第 4 度	歯冠部が 2/3 以上欠損したもの

(日本歯科医師会編：産業衛生，1982)

物理的因子によって起こる職業病

- 高温環境・・・熱中症
- 低温環境・・・凍傷・凍瘡
- 電波放射線による晩発障害・・・悪性腫瘍(白血病)白内障
- 非電離放射線による・・・電気性眼炎、雪眼、白内障、皮膚障害
- 高圧環境作業・・・酸素中毒、潜函病(減圧症)
- 振動職場・・・レイノー現象
- 騒音・・・騒音性難聴
- 粉塵・・・塵肺
- 特定作業の反復・重量物の運搬による・・・頸肩腕障害・腰痛

高温による障害(熱中症)

定義・高温環境下で体温調節機能が破綻することにより
発生する県境障害

溶鋳炉前の作業、ガラス工業、レンガ焼成、金属圧延

- 熱中症の分類
- ①熱虚脱 heat collapse
- ②熱痙攣 heat cramp
- ③熱疲労 heat exhaustion
- ④熱射病 heat stroke

- 熱中症の分類（465）
- ①熱虚脱 heat collapse
皮膚血流量の増大による循環機能失調
- ②熱痙攣 heat cramp
多量の発汗・または水分の過剰摂取の伴う血中塩分の低下
- ③熱疲労はい heat exhaustion
過度の発汗による水分・塩分の欠乏・・・血液濃縮による心負担増大
や血流分布の異常
- ④熱射病 heat stroke
急激な暑熱による体温調節中枢の機能失調

寒冷による障害

定義・・・寒冷環境下での血流や体温の異常低下による
健康障害

冷凍庫・冷蔵倉庫内の作業、屋外寒冷作業

- ①凍傷

第一度 発赤腫脹

第二度 浮腫、腫脹の増強と水泡形成

第三度 血流停止、壊死

(皮膚は黒色・暗紫色)

- ②凍瘡(しもやけ)

- ③其の他 ・・冷房病、アレルギーなど

電離放射線障害

- 電磁波 ・ ・ X線 ガンマ線
- 粒子線 ・ ・ アルファ線、ベータ線、電子、陽子、中性子

非電離放射線障害

- ①紫外線
- ②赤外線
- ③レーザー光線
- ④マイクロ波

気圧による障害

- 橋脚・トンネル工事における圧気潜函工法・
圧気シールド工法などの高圧下の作業、
潜水器使用潜水作業（ヘルメット式、送気式
自給式マスク）
 - ①高圧環境下での障害
 - ②減圧途中での障害
 - ③減圧症（潜函病）

① 高圧環境下での障害

- ① 鼻、耳、歯の締め付け障害（人体構造によるもの、潜水用具によるものがある）
- ② 酸素中毒・・・高圧下での純酸素中毒
- ③ 窒素酔い・・・窒素分圧の上昇により判断力や記憶力が低下する

② 減圧途中での障害

肺の過膨張・破裂

気胸・気腫

空気塞栓症

減圧症（**潜函病**）

組織に溶解した窒素が急激な減圧により気泡を形成し、血管の塞栓や組織変形・圧迫を起こす

振動障害

- ①全身振動

発生職場・・・交通車両、船舶、航空機、粉砕機
起重機、発電所、など

- ②局所振動

- 発生職場・・・振動工具を使用する職種

- ①末梢循環障害・・・レイノー現象、皮膚温度の低下

- ②末梢神経障害・・・手指のしびれ・疼痛・知覚異常

- ③骨・関節・筋の障害・・・関節の変形、骨硬化

振動障害

- ①全身振動

発生職場・・・交通車両、船舶、航空機、粉砕機
起重機、発電所、など

- ②局所振動

- 発生職場・・・振動工具を使用する職種

- ①末梢循環障害・・・レイノー現象、皮膚温度の低下

- ②末梢神経障害・・・手指のしびれ・疼痛・知覚異常

- ③骨・関節・筋の障害・・・関節の変形、骨硬化

塵肺

肺の中で粉塵が集積することに対する組織反応

- 種類
- ①遊離ケイ酸・・・珪肺
- ②珪酸化合物・・・石綿肺、珪藻土肺、陶土肺
- ③アルミニウムとアルミニウム化合物・・・アルミニウム肺、ボーキサイト肺
- ④鉄化合物・・・鉄肺、溶接工肺、硫化鉍肺
- ⑤炭素・・・黒鉛肺、炭素肺、炭鉍夫肺
- ⑥金属・・・チタン肺、錫肺、バリウム肺

化学的要因によって

- 粉塵によるものは・・・物理的・・・に分類

- 化学的・・・産業中毒といつてよいかも

労働者が職場環境に存在する有害物質に
暴露されて、一定量以上が体内に摂取さ
れると発病する疾病

中毒・(化学的要因)

- ①金属中毒
- ②ガス中毒
- ③有機溶剤中毒
- ④有機化学物質
- ⑤無機物化合物
- ⑥農薬中毒
- ⑦酸・アルカリ中毒
- ⑧その他

①金属中毒

- 生物と金属は地球に生命が誕生して以来の長い付き合いである。そしてほとんどの金属は生体にとって重要な役目を果たしている。人体にとって栄養素として不可欠な金属は必須金属essential metal と呼ばれる。これが不足すると疾病が発生する。

しかし産業の発展と共に人類は地下に眠っていた大量の金属を掘り起こし、人体に必要以上の金属で暴露されるようになった。

必須金属といえ一定量を越えると中毒が発生するし、体内に蓄積されやすいので繰り返し暴露されると徐々に蓄積され慢性中毒を惹き起こす。

おもな金属による健康障害

- 鉛
- カドミウム (P-288、カドミウム)
- 水銀
- クロム
- マンガン
- 砒素
- ベリリウム

③有機溶剤中毒

- ①ベンゼン
- ②トルエン
- ③メチルアルコール
- ④四塩化炭素
- ⑤二酸化硫黄

④有機化学物質中毒

- ニトログリコール
- イソシアネート類
- 芳香族アミン

⑤無機化合物

- 青酸(シアン化水素酸)
- シアン化カリ
- シアン化ナトリウム

⑥農薬中毒

⑦酸・アルカリ中毒

- 塩化水素
- 硝酸
- 硫酸
- 水酸化カリウム
- 水酸ナトリウム

③産業保健管理 P-288

- 1、安全衛生管理体制
- 2、衛生委員会
- 3、産業医 産業歯科医
- 4、総括安全衛生管理者 衛生管理者

1、安全衛生管理体制

事業場で産業保健対策『3管理とその教育』を円滑に行うため、管理体制が必要である(事業者が守らないため)

労働安全衛生法・・・により安全衛生 管理体制を
図ることが義務付けられた

一定規模以上の事業場には衛生委員会を設置し、総括安全衛生管理者、衛生管理者(衛生推進者)、産業医などの選任を事業者に義務づけ、職業性疾患が発生したときに事業者が責任を逃れないようにしている

2、衛生委員会

- 常時50人以上の労働者を使用する事業場に設ける。(P-156)
- ①
- ②
- ③
- ④
- 衛生委員会を月一回以上開催し、調査審議する。
委員は・・・
事業者から指名された・・・総括安全管理者
事業者ばかりでなく労働組合から半数推薦される委員は・・・・
衛生管理者、産業医、保健管理に経験ある労働者

3、産業医・産業歯科医

- 常時50人以上の労働者を使用する事業場で、**産業医を選任しなければならない**

(事業者は**産業医から産業医を選任し、健康診断をはじめとする健康管理を行うことが義務付けられている。**)

医師は**医師の資格のほかに、厚生労働大臣の定める資格が必要である。**

産業医は**1000人未満では嘱託でも良い(50~1000)**
事業の規模と業種によって、専任が必要となる

- **産業歯科医は産業医のような法的に規制された業務はない**

塩酸・硝酸・硫酸・亜硫酸・フッ化水素・黄燐

を扱う業務に従事する労働者に対し、産業医と同じような職務を行う。

総括安全衛生責任者・衛生管理者・衛生推進者

- ①総括安全衛生管理者

事業場の種類により異なるが、通常は1000人以上の事業場では選任が定められている。

通常は工場長などの事業場の最高責任者があたる

- ②衛生管理者

常時、50人以上の事業場で

医師、歯科医師、あるいは第1種、第2種の衛生管理者免許を有するものから選任される

事業場の保健師・看護師は衛生管理者の免許を有することが多い

- ③衛生推進者

常時10人から50人未満の事業場では

特別の資格を有しない衛生推進者の選任が義務付けられている

④産業保健活動（P-289）

- 産業保健対策・・・3管理

- ①作業環境管理

良好な作業環境の維持のため

- ②作業管理

作業姿勢・作業強度・作業密度を適切に

全身の負担軽減ばかりでなく、局所や精神的疲労も含めた対策を

- ③健康管理

表11-3

(4)①～③を認識させる産業保健教育

2、健康診断および歯科健康診断

健康診断(一般、特殊、臨時健康診断)

①一般健康診断

- ①定期健康診断(この項目は・・・毎年実施)
- ②雇い入れ時健康診断
- ③配置替え 健康診断
- ④結核健康診断
- ⑤給食従業員の検便
- ⑥海外派遣労働者の健康診断

● ②特殊健康診断

問・・・①と②の違いを認識すること
(国家試験)

2) 特殊健康診断 (P-291)

特殊健康診断は……有害な業務に従事する労働者を守るために、業務に応じた健康診断項目について行う。70種以上あり

塵肺法と労働安全衛生法に定められている労働者や厚生労働省の通達で定められている労働者について、……

雇い入れ時、配置換え時、それ以降は、6ヶ月以内に行うことになっている

産業保険における、歯科医師による法的な健康診断は特殊健康診断のみである

労働安全衛生法

- 有機溶剤、鉛、
特定化学物質、電離放射線
- 歯科医師による健康診断を受けるように定められているのは……
塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、
フッ化水素、黄燐
- 行政指導（通達）では
キーパンチャー、VDT作業、
レーザー光線作業

3、健康診断の事後措置(291)

健康診断は事後処置が伴って初めて価値が生じるものである。法的に義務付けられている。

①健康診断の有所見者率

②健康診断の判定と 管理

①医療面

②就労面

③指導面

4、健康保持増進 対策(P-291)

疾病予防対策からさらに進めた、健康保持対策へ
事業者努力義務が課せられた

①健康測定

②健康指導

①運動指導

②保健指導

③メンタルヘルスケア

④栄養指導

1、安全衛生管理体制

事業場で産業保健対策『3管理とその教育』を円滑に行うため、管理体制が必要である
労働安全衛生法・・・により安全衛生 管理体制を図ることが義務付けられた

一定規模以上の事業場には(**衛生委員会**)を設置し、総括安全衛生管理者、衛生管理者(衛生推進者)、産業医などの選任を事業者に義務づけ、職業性疾患が発生したときに事業者が責任を逃れないようにしている

2、衛生委員会 ……常時50人以上の労働者を使用する事業場に設ける。

3、産業医 産業歯科医・・・常時50人以上の労働者を使用する事業場で、・・・産業医を選任しなければならない(事業者は・・・医師から・・・産業医を選任し、健康診断をはじめとする健康管理を行うことが義務付けられている。) 医師は医師の資格のほかに、厚生労働大臣の定める資格が必要である。

産業医は、1000人未満では嘱託でも良い(50～1000)

事業の規模と業種によって、専任が必要となる

(**産業歯科医**)は・・・産業医のような(**法的**)に規制された業務はない
塩酸・硝酸・硫酸・亜硫酸・フッ化水素・黄燐を扱う業務に従事する労働者に対し、
産業医と同じような職務を行う。

4、総括安全衛生管理者 衛生管理者

● ①総括安全衛生管理者

事業場の種類により異なるが、通常は1000人以上の事業場では選任が定められている。
通常は工場長などの事業場の最高責任者があたる

● ②衛生管理者

常時、50人以上の事業場で

医師、(**歯科医師**)、あるいは第1種、第2種の衛生管理者免許を有するものから選任される
事業場の保健師・看護師は衛生管理者の免許を有することが多い

● ③衛生推進者

常時10人から50人未満の事業場では
特別の資格を有しない衛生推進者の選任が義務付けられている

④産業保健活動（P-289）

産業保健対策・・・3管理

- ①（**作業環境**）管理 良好な作業環境の維持のため
 - ②作業管理 作業姿勢・作業強度・作業密度を適切に全身の負担軽減ばかりでなく、局所や精神的疲労も含めた対策を
 - ③健康管理 （表11-3）
- その他①～③を認識させる産業保健教育

健康診断（および歯科健康診断）

（職域における健康診断には一般、特殊、臨時健康診断がある）

①一般健康診断

- ①定期健康診断（この項目は・・・毎年実施）
- ②雇い入れ時健康診断
- ③配置替え 健康診断
- ④結核健康診断
- ⑤（**給食**）従業員の検便
- ⑥（**海外派遣**）労働者の健康診断

②特殊健康診断 ・①と②の違いを認識すること（国家試験対策）

特殊健康診断は・・・有害な業務に従事する労働者を守るために、業務に応じた健康診断項目について行う。70種以上あり

塵肺法と労働安全衛生法に定められている労働者や厚生労働省の通達で定められている労働者について、・・・雇い入れ時、配置換え時、それ以降は、6ヶ月以内に行うことになっている

また、産業保健における、歯科医師による法的な健康診断は（**特殊健康**）診断のみである

③臨時健康診断 都道府県の（**労働局長**）が必要と認めた場合に事業者に指示する

3、健康診断の事後措置(291)

健康診断は(**事後処置**)が伴って初めて価値が生じるものである。
法令によって義務づけられている。

①健康診断の有所見者率

②健康診断の判定と管理

- ①医療面
- ②就労面
- ③指導面

4、健康保持増進 対策(P-291)

有害業務での有病者率が著しく低下している反面、高齢化に伴い一般健康診断で把握される健康障害(生活習慣病)が増加している。

このような状況に適した職場環境をつくることが重要課題となった

また近年就業形態の多様化で、(**メンタル**)面での健康問題も課題となっている

そこで、労働者の心身両面の健康保持増進措置への積極的推進を図っている

この措置は『(**トータル**)・ヘルスプロモーション・プラン』(THP)と称し、健康測定のと
きに行われることが多い

①健康測定

②健康指導

①運動指導

②保健指導

③メンタルヘルスケア

④栄養指導